

マリレ情報よろず屋

平成 26 年 9 月発行第 25 号
第二管区海上保安本部
マリレジャー安全推進室

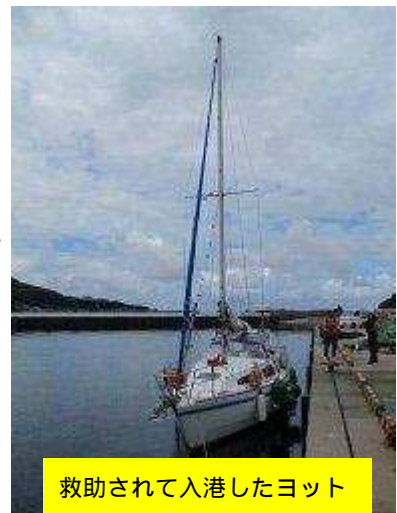
マリレジャーに関する安全情報など様々な情報をお届けします！

海の事故情報 7 月中のマリレジャーに伴う海難発生状況

「船舶海難が 5 件、負傷が 1 件、海浜事故が 6 件」もありました。多すぎます。

【ヨット 定置網に乗揚げ】

- ▶ 7 月 1 日、秋田県戸賀港沖合いでクルージング中のヨット（一人乗り、10.38 トン）から「定置網のロープに絡んだ。動けないので救助願う。」と無線にて救助要請。巡視船を発動させるとともに秋田県水難救済会戸賀救難所に救助要請を行った。同救難所では所属船を出動させ、同船乗組員による潜水調査を行ったうえで、推進器に絡索したロープを除去した。ヨットは自力航行可能となり、無事漁港に入港しました。人員に異常は無く、酒田港から北海道江差港までのクルージングとのことでした。しかも操船者は、83 歳の男性でした。お元気です。



【水上オートバイ 岩場に衝突】

- ▶ 7 月 6 日、宮城県東松島市野蒜海岸で、「ジェットスキーによるケガ人が発生した。」と消防本部から事故通報がありました。負傷者は、救急車により病院に搬送されたものの、医師により脳挫傷による死亡と診断。操縦者（37 歳、男性）は水上オートバイ（一人乗り、長さ 2.85 メートル、290 馬力）で航走中、岩場に衝突して海に投げ出され、追走した友人に助け上げられたものの意識なく、近くを通りかかった漁船により救助されたものです。毎年、水上オートバイの無謀運転による事故が発生しております。このため、第二管区海上保安本部では、水上オートバイなどのマリレジャー関係者等に注意喚起と事故防止への協力要請の文書を発出しました。



【プレジャーボート 機関故障による航行不能 3 件】

- ▶ 7 月 13 日、青森県平館海峡で遊漁中のプレジャーボート（3 名乗船、長さ 5.94 メートル）から「釣り場を移動しようとして船外機を起動したら、発煙して航行不能となった。」と 118 番に救助要

請。巡視艇を発動しながら、青森県水難救済会への出動を要請したところ、外ヶ浜救難所所属船により曳航救助され、無事入港しました。乗船者にケガはありませんでした。原因は、船外機の冷却水取入口からゴミを吸い、冷却水が循環しなくなったことによりオーバーヒートしたものでした。出港前の点検も必要ですが、海上での起動時も再確認が必要ですね。



- ▶ 7月20日、青森県浅虫沖で釣り中のプレジャーボート（2名乗船、長さ4.46メートル）から「機関故障で漂流中。救助願う。」との118番通報。巡視艇を発動させるとともに青森県水難救済会に救助手配し、青森市救難所所属船により曳航救助され、乗船者に異常はありませんでした。機関にも異常なく、単に緊急停止用スイッチが外れていたと判明しました。船長曰く、「出港前

の点検では、異常なかったのだが・・・。」と反省しきり。ご覧のとおり、岩場が近くて、危機一髪でした。

- ▶ 7月29日、青森県陸奥湾で遊漁中のプレジャーボート（2名乗船、長さ4.44メートル）から「船外機が故障した。漂流中。」との118番への救助要請。巡視艇を急行させるとともに、青森県水難救済会に救助手配し、平内町救難所所属船と巡視艇によるリレー曳航を行いました。所属マリーナの沖合で関係者に救助を引継ぎ、



同マリーナではバッテリーを持参して現場で交換したところ、異常なく起動して航行可能となり、自力で入港できました。乗船者に異常はなく、機関故障の原因は、バッテリー上がりと判明しました。このようなバッテリー上がりに気付かず機関故障となる海難もけっこう発生しております。

【負傷】

- ▶ 7月20日、宮城県金華山沖で釣り場向け航行中の遊漁船（15ト、19名乗船）から「釣り客が転倒して顔面を負傷した。」と118番通報と救急車手配の要請がありました。釣り客は船尾方向を向いてベンチを跨ぐ格好で腰掛けていましたが、強い船体動揺により前のめりに転倒し、ベンチに顔面を強打したものです。入港と同時に救急車で搬送され、打撲による前歯折損で治療後、帰宅となりました。船体は動揺がつきものです。揺れない船体はありません（あるかもしれませんが、小生、揺れない構造の大型船に乗ったことはありません）。小型船の船内は狭いし、

足場も悪いし、突起物も多いし、揺れて転倒することもしばしばあります。気をつけましょう。

【遊泳中の海浜事故 6 件】

- ▶ 7月12日、秋田県雄物川河口において「男性1名が浮き輪に掴まったまま流されている。」と釣り人から118番通報がありました。通報者は、当庁のほか警察、消防にも緊急電話を掛けてくれたことから早々の救助体制ができ、秋田県防災ヘリコプターにより、河口沖合い2メートルの海上で吊上げ救助されました。遊泳者（15歳、男性）は家族・友人と遊びに来て、浮き輪を使って水遊びをしていたところ、沖合いに流されたというものです。



事故者は病院に搬送されましたが、異常なく帰宅できました。同所は河口であり、海水浴場として指定されておりません。

- ▶ 7月12日、宮城県女川町の漁港沖合いで「泳いでいた男性の姿が見えなくなり、溺れた可能性がある。」と消防本部に通報がありました。事故者（19歳、男性）は、友人と2人でシュノーケリングを行っていたが、友人が水深約3メートルの海底に沈んでいる事故者を発見し、陸上に引揚げて人工呼吸を施したところ意識を取戻したものです。事故者は救急病院に搬送され、生命に危険はない



が、海水吸引による肺炎及び低体温症のため、入院加療が必要と診断されました。ここも海水浴場として指定された場所ではありません。

- ▶ 7月15日、宮城県野蒜海岸で「30代の男性が遊泳中に沖に流され、意識不明となった。」と消防本部に連絡がありました。発見者は、野蒜海岸の砂浜をランニング中、砂浜に座っていた海水パンツ姿の同人を認めており、そのままランニングを続け、折り返して戻ってきたところ、波打ち際に浮いている事故者を発見したものです。発見者は119番通報するとともに、事故者に対して心肺蘇生を実施しましたが、搬送先の病院で死亡が確認されました。残念です。この「野蒜海岸」は、震災前は県内有数の海水浴場として大勢の客で賑わっていましたが、震災後は海水浴場として開設されておりません。

- ▶ 7月21日、青森県玉松海水浴場で「男性2人が沖に流された。」との118番通報がありました。通報により巡視艇・航空機及び機動救難士を発動。青森県防災ヘリや地元の消防・警察・消防団も捜索を実施しました。事故者2名（26歳・23歳、共に男性）は会社の同僚11名とバーベキューをしながら飲酒をしていたところ、事故者2名を含む4名で海水浴場の遊泳禁止区域の浅場で遊泳を行い、深みに足をとられて溺れかかったもので2人は自力で岸に上がったものの、他の



2人は徐々に沖合いに流され、行方不明となったものです。捜索2日目の7月22日、潜水捜索中の機動救難士が海底から2人の遺体を発見しました。死因は溺水による窒息死と検案されました。飲酒しての遊泳(“酔泳” すいえい)は死に直結します。今まで酔泳により数多くの死亡事故が発生しています。

- ▶ 7月28日、仙台市消防局から「名取川河口沖合いでサーファー2名が沖に流され、自力で戻れない状況。」との通報があり、巡視艇を出動させて救助に向かった。漂流者1名(28歳、男性)は、付近でサフィンしていた者に曳かれて救助されましたが、1名(32歳、男性)は消防ヘリに吊上げ救助されました。漂流した2名にケガ等異常はありませんでした。2人は同僚2名とサフィンを行っていたが、うち3名は初めてのサフィンであり、波待ちをしているうちに4人とも沖合いに流され、パドルで陸まで戻ろうとしたが、2人が途中で体力限界となって動けなくなり、陸に戻った2人が119番通報したものです。波が穏やかだったから良かったものの、波・うねりがあったら大事になるところでした。初心者のサーフィンは、技術よりも体力が必要なようです。



- ▶ 7月28日、山形県浜中海水浴場で「男女2名を含む3名が流され、1名行方不明と110番通報があった。」と県警本部から通報があった。直ちに巡視艇を出動させ救助に向かっていたところ、漂流者は全員救助され、生命に別状なくケガ等もないとのことでした。事故者等は専門学校の同級生4人(18~20歳、男女2人)は、海水浴場近くの遊泳禁止区域の砂浜で浮き輪を使って海に入り、波打ち際で遊んでいたところ、徐々に沖合いに流されていた。流されたことに気付いた4人は、陸に戻ろうとしたが戻れなくなり、うち2人は岸と平行に横に移動したところ、陸に戻る波により戻ることができ、110番通報すると共に近くにいたサーファーに救助を求めて残りの2名も救助されたものです。まさに離岸流によって沖合いに流されたもので、このような場所であるから遊泳禁止区域となっています。なお近く浜中海水浴場は、波が高くて遊泳禁止となっていたとのことでした。

海水浴シーズンに入ったばかりなのに事故も多い。

震災後、3年たって、今シーズンから海水浴場も開設されたところもありますが、震災に影響のなかった日本海側や青森県の海水浴場での事故が多くなっています。7月、海水浴シーズンに入ったばかりなのに上記のとおり、6件の海浜事故が発生し、残念なことに3名の方が亡くなりました。先月号(23号)では、“酔泳”(すいえい)のことも書きました。誰しもが「自分は大丈夫。」と思っているようですが、誰にでも平等に事故の危険はあります。この危険要素の割合を増やすのが「自身のおごり」であり、発生した事故を見る限りでは、禁止区域での遊泳、飲酒による遊泳ではないでしょうか？ 7月末現在において、震災後に開設された太平洋側の数少ない海水浴場では、事故の発生はありません。(当庁に事故通報がないのかもしれませんが・・・)

遊泳可能な海水浴場 = (ｲｰﾙ) 事故なし(安全・安心)

海水浴場なのに遊泳禁止時間帯 = 危険 = 事故の発生可能性「大」

遊泳禁止区域 = 危険「大」 = 事故発生「生死に係る事故」・・・学生さんに多い。

遊泳禁止区域で酔泳 = 事故発生 = ほぼ死亡・・・若い男性社会人に多い。

以上のような方程式が成り立つのではないのでしょうか(?)。 誰のせいでもありません。

あなた自身が招いたことです。

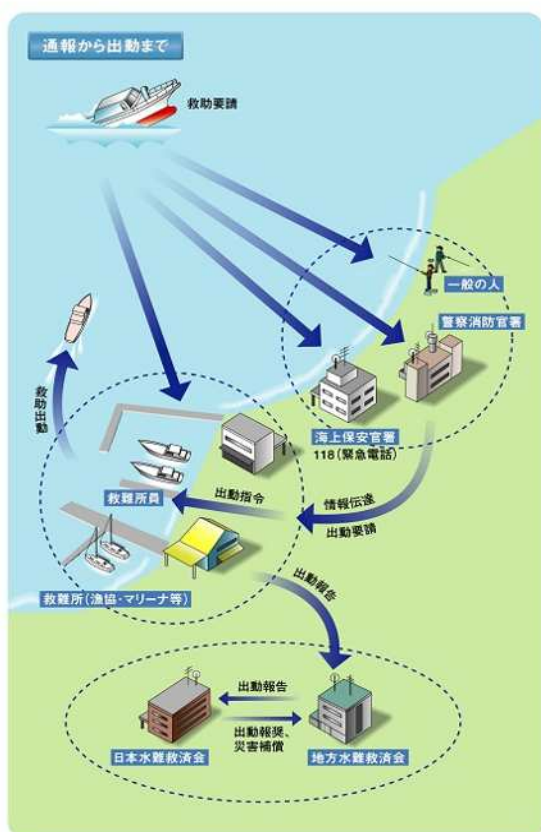
ワンポイント講座 『水難救済会』 7月の海難救助において活動していただきました。

水難救済会・・・正式な名称は、「公益社団法人 日本水難救済会」です。

設立・・・明治 23 年 11 月 3 日（明治 31 年 10 月通信大臣認可）

古来「海の護り神」として広く知られる讃岐金刀比羅宮の宮司琴陵宥常氏の発起で、讃岐琴平の地で大日本帝国水難救済会発会となっております。初代総裁は「有栖川宮威仁親王殿下」であり、現在は「憲仁親王妃久子殿下」が名誉総裁となっております。

目的・・・日本水難救済会は、水難に遭遇した人命、船舶及び積荷その他の財産を救済し、並びに地震・津波等災害発生時に救援活動を行い、もって海上産業の発展と海上交通の安全確保に寄与することが目的。（救助の体制は、下図のとおりです。）



昭和 24 年 4 月、社団法人日本水難救済会と改称し、平成 13 年 2 月に全臨海都道府県 41 ヶ所に地方組織（地方水難救済会）を整備。平成 23 年 4 月に公益社団法人に移行しております。

設立以来、全国各地に展開する日本水難救済会の救助員は数多くの海難に出動し、沿岸海難救助に大きく貢献しております。また、海上の傷病者を救う世界唯一の洋上救急事業は日本船舶をはじめ、日本近海を航行する外国船からも高く評価されております。

（なんと、この洋上救急の始まりは、塩釜なんですよ。）

全国 1,302 ヶ所の救難所・支所に所属しているボランティア救助員約 5 万 4 千人は、漁業や会社員など職業を持った方々ですが、船舶海難や海浜事故が発生したときは、尊い人命を救う崇高なボランティア精神に基づき、昼夜を問わず危険や困難を克服しながら救助員として活動しております。

沿岸域における海難・海浜事故に対する救助活動には、必要不可欠な存在となっております。

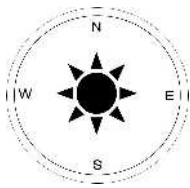
海上保安庁では、全国津々浦々に人員・船艇・航空機が配備されているものではないため、事故発生時には、最寄の水難救済会・救難所・支所に救助要請を行います。人命に関わる事案にあっては、躊躇せずに要請します。人命を一刻も早く救助するために。特に地元の漁師さんについては、地理・水域・磯・養殖施設等現場に一番詳しく、また一番近いところに居るからです。長い長い歴史があり、海上保安庁ができる前から水難救助を行っている名誉ある組織です。

海の言葉 今回は、前述のとおり、あつてはならない「海難・海浜事故」が多くあり、紙面をだいぶ使ったので、割愛します。(編集担当者のわがままで、申し訳ありません。)

海難防止活動

特段の活動はありませんが、いつだって・どこだって、海上保安官は、「海難防止活動」は実施しております。取り締まりも・・・。

羅針盤 編集担当者の四方山話的コラムです。



「マリレよろず屋」 編集担当者からの残念なお知らせです。

次号(10月10日発行)は、都合により休刊とさせていただきます。

大切な命! 自分で守る

海上保安庁では、大切な命を自分で守るため、そして、一人でも多くの人を救助できるよう、次の3つを基本とする「自己救命策確保」を推進しています。



ライフジャケット
の常時着用



携帯電話などの
連絡手段の
確保



救助要請
は118番

海のもしものは!
118

本紙を印刷物でご覧の方へ

マリレ情報よろず屋をホームページからご覧になる場合は、次のURLから! 「マリレよろず屋」で検索してもヒットします!

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/yorozuya/index.htm>

マリレよろず屋

で

検索

